

○日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱（令和3年6月改訂）

（設置）

第1条 日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、産業関係団体、教育機関、金融機関、労働者関係団体、報道機関等の有識者から意見を聴取し、共に日向市の創生に向けた取組を推進するため、日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会関係者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) 報道機関関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、総合政策課において処理する。